

# 地方税法施行規則等の一部を改正する省令の概要

令和3年3月  
総務省

## 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、関係税目の細目等について所要の規定の整備等を行う。

## 2 主な改正の内容

- (1) 自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直しに伴い、軽減対象車の細目を定める。
- (2) 地方税関係手続用電子情報処理組織による電子申告の対象に軽自動車税関係手続を追加する。
- (3) 自転車活用推進法に規定する市町村自転車活用推進計画に定められた一定の自転車を賃貸する事業を行う者が当該事業の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる償却資産の細目を定める。
- (4) 提出者等の押印を求めている地方税関係書類について、押印を不要とする。

## 3 施行期日

原則として令和3年4月1日